9.1　主管庁は、8.1.3の規定にかかわらず、保安その他の懸念に対応するため、いつでも、自国を旗国とする船舶についての長距離レンジによる識別及び追跡の情報を8.1.3の規定に基づいて締約政府に対して提供しないことを決定する権利を有する。関係主管庁は、その後いつでも、当該決定を修正し、停止し、又は取り消すことができる。

9.2　関係主管庁は、9.1の規定に基づき、その決定を国際海事機関に通報する。同機関は、その通報を受領したときは、すべての締約政府に対し、その細目と共に当該通報を送付する。

9.3　9.1の規定を適用する主管庁の船舶の国際法に基づく権利及び義務には、9.1に規定する決定の結果は影響を及ぼしてはならない。

10　締約政府は、常に、

.1　長距離レンジによる識別及び追跡の情報の重要性を認識する。

.2　受領することができる長距離レンジによるいかなる識別及び追跡の情報の商業上の秘密性及び機微も認識し、及び尊重する。

.3　不正なアクセス又は開示から、受領することができる情報を保護する。

.4　国際法に合致した方法で、受領することができる情報を使用する。

11.1　締約政府は、自らが要求し、及び受領する長距離レンジによるいかなる識別及び追跡の情報にも係るすべての費用を負担する。11.2の規定にかかわらず、締約政府は、受領を試みることができる長距離レンジによる識別及び追跡の情報に関連して、船舶にいかなる費用も課してはならない。

11.2　主管庁の国内法令に別段の定めがある場合を除くほか、自国を旗国とする船舶には、この第十九―一規則に適合する長距離レンジによる識別及び追跡の情報を送付するためのいかなる費用も負担させてはならない。

12　8.1の規定にかかわらず、締約政府の捜査救助機関は、海上における遭難者の捜索救助に関連する長距離レンジによる識別及び追跡の情報を無料で受領する権利を有する。

13　締約政府は、この第十九―一規則の規定又は国際海事機関が定める他のいかなる関連要件も、遵守されていなかつたか、又は遵守されていないとみなすいかなる場合についても、同機関に報告することができる。

14　海上安全委員会は、この第十九―一規則に基づく長距離レンジによる識別及び追跡の情報の締約政府への提供を設定し、検証し、及び監査するための基準、手続及び措置について決定する。

百五　第五章第二十規則1の次に2として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

2　海難の調査において支援するため、貨物船は、国際航海に従事する場合には、航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）を次のように備える。

.1　総トン数二万トン以上の貨物船であつて二千二年七月一日前に建造されたものについては、二千六年七月一日後の最初の予定された入渠のとき又は二千九年七月一日のいずれか早いとき

.2　総トン数三千トン以上二万トン未満の貨物船であつて二千二年七月一日前に建造されたものについては、二千七年七月一日後の最初の予定された入渠のとき又は二千十年七月一日のいずれか早いとき

.3　主管庁は、貨物船が.1及び.2に定める実施の日の後二年以内に恒久的に運航しなくなるときは、これらの規定の適用を免除することができる。

百六　第五章第二十規則2を3とする。（平成十八年七月一日効力発生）

百七　第五章第二十二規則1の柱書きを次のように改める。（平成十八年七月一日効力発生）

1　この章の第二規則4に定義する長さが五十五メートル以上の船舶であつて千九百九十八年七月一日以後に建造されたものは、次の要件に適合する。

百八　第五章第二十二規則3の次に4として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

4　1.1及び1.3から1.5までに定める要件にかかわらず、次のことを条件として、バラスト水の交換を行うことができる。

.1　船長が、当該交換を行うことが安全であることを決定し、及び、適切な見張りが常に維持されていることを確保するため、当該交換の作業から生ずるいかなる増大する死角又は減少する水平視野も考慮すること。

.2　当該交換の作業は、国際海事機関が採択したバラスト水の交換に関する勧告を考慮して、船舶のバラスト水管理計画に従つて行われること。

.3　当該交換の作業の開始及び終了は、この章の第二十八規則に基づき船舶の航海行動の記録に記録されること。

百九　第五章第二十八規則の表題を「航海行動の記録及び毎日の報告」に改める。（平成十八年七月一日効力発生）

百十　第五章第二十八規則を同規則1とし、2として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

2　四十八時間を超える国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶は、第九章第一規則に定義する会社に毎日の報告を提出するものとし、当該会社は、当該報告及び航海中のすべての毎日の報告を保持する。毎日の報告は、当該報告に記載する位置が決定された後実行可能な限り速やかに当該会社に送付されることを条件として、いかなる手段によつても送付することができる。自動報告システムは、当該システムが送付の記録の機能を含んでおり、かつ、それらの機能及び位置固定装置への接続を船長が定期的に検証することを条件として、使用することができる。当該報告には、次の事項を含めるものとする。

.1　船舶の位置

.2　船舶の針路及び速力

.3　船舶の航海又は通常の安全な運航に影響を及ぼすいかなる外的又は内的な状況の詳細

百十一　第五章第三十三規則の表題を「遭難状況における義務及び手続」に改める。（平成十八年七月一日効力発生）

百十二　第五章第三十三規則1の前段中「信号」を「情報」に改め、前段の次に次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

支援を提供するこの義務は、遭難者の国籍若しくは地位又は遭難者の発見されるときの状況にかかわらず適用する。

百十三　第五章第三十三規則1の次に1―1として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

1―1　締約政府は、海上における遭難者を乗船させることによつて援助を与える船舶の船主が、予定された航海の最小限の変更により当該船舶の義務を免除されることを確保するために、調整し、及び協力する。ただし、船舶の船主がこの第三十三規則に規定する当該義務を免除されることが海上における人命の安全を脅かす場合は、この限りでない。そのような援助が与えられる捜索救助区域について責任を有する締約政府は、事案の特別な事情及び国際海事機関が作成する指針を考慮して、援助を受けた生存者が援助を行った船舶から下船し、及び安全な場所に引き渡されるよう、調整し、及び協力することを確保することについて主要な責任を負う。これらの事案において、関係締約政府は、その下船が合理的に実行可能な限り速やかに行われるために措置をとる。